

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 代表取締役社長 矢島 健
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 大手町フィナンシャルシティグランキューブ
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和2年12月18日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人
証券コード	9284
上場・店頭の種類	上場
上場金融商品取引所	東京

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・インク (Aberdeen Standard Investments Inc.)
住所又は本店所在地	米国 フィラデルフィア PA 19103 1735 マーケットストリート 3 2 階
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 業務部 落合 均
電話番号	03-4578-2240

## 2【提出者(大量保有者)/2】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	スタンダード ライフ インベストメンツ リミテッド (Standard Life Investments Limited)
住所又は本店所在地	英国 スコットランド エディンバラ ジョージストリート 1
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 業務部 落合 均
電話番号	03-4578-2240

## 3【提出者(大量保有者)/3】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	スタンダード・ライフ・ウェルス・リミテッド (Standard Life Wealth Limited) 上記法人は平成31年1月21日付でアバディーン・スタンダード・キャピタル・リミテッド(Aberdeen Standard Capital Limited)に商号変更しました。
住所又は本店所在地	英国 スコットランド エディンバラ ジョージストリート 1
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 業務部 落合 均
電話番号	03-4578-2240

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書(1)
訂正される報告書の報告義務発生日	平成31年1月15日
訂正箇所	<訂正> 平成31年1月22日に提出いたしました変更報告書(1)の記載事項の一部(下記参照)に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正します。  なお、訂正箇所には下線を付して記載しています。

## 第2 提出者に関する事項

&lt;訂正前&gt;

## 2 提出者（大量保有者） / 2

(3) 上記提出者の保有株券等の内訳  
保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			6,186
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 6,186
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		6,186
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

## 株券等保有割合

発行済株式等総数（株・口） （平成31年1月15日 現在）	V	231,190
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		2.68
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		2.63

&lt;訂正後&gt;

## 2 提出者（大量保有者） / 2

(3) 上記提出者の保有株券等の内訳  
保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			3,208
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 3,208
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		3,208
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

## 株券等保有割合

発行済株式等総数（株・口） （平成31年1月15日 現在）	V	231,190
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		1.39
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		1.48

&lt;訂正前&gt;

## 3 提出者（大量保有者） / 3

(3) 上記提出者の保有株券等の内訳  
保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			300
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 300
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		300
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

## 株券等保有割合

発行済株式等総数（株・口） （平成31年1月15日 現在）	V	231,190
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		0.13
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		0.05

&lt;訂正後&gt;

## 3 提出者（大量保有者） / 3

(3) 上記提出者の保有株券等の内訳  
保有株券等の数

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			3,278
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 3,278
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		3,278
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

## 株券等保有割合

発行済株式等総数（株・口） （平成31年1月15日 現在）	V	231,190
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		1.42
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		1.20

## 第4 提出者及び共同保有者に関する総括表

&lt;訂正前&gt;

2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

(3) 共同保有における株券等保有割合の内訳

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・インク (Aberdeen Standard Investments Inc.)	8,300	3.59
スタンダード ライフ インベストメンツ リミテッド (Standard Life Investments Limited)	<u>6,186</u>	<u>2.68</u>
スタンダード・ライフ・ウェルス・リミテッド (Standard Life Wealth Limited)	<u>300</u>	<u>0.13</u>
合計	14,786	6.40

&lt;訂正後&gt;

2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

(3) 共同保有における株券等保有割合の内訳

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・インク (Aberdeen Standard Investments Inc.)	8,300	3.59
スタンダード ライフ インベストメンツ リミテッド (Standard Life Investments Limited)	<u>3,208</u>	<u>1.39</u>
スタンダード・ライフ・ウェルス・リミテッド (Standard Life Wealth Limited)	<u>3,278</u>	<u>1.42</u>
合計	14,786	6.40